

**政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため
実行すべき措置について定める計画の実施要領**

令和３年１０月２２日
地球温暖化対策推進本部
幹事会申合せ

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和３年１０月２２日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、各府省庁が行う具体的細目的措置を以下のとおり定める。

各府省庁は、政府実行計画第四の６の各府省庁の実施計画の策定に当たっては、それぞれの実情に応じ可能な限り積極的にこれらの措置を実施し、併せてその他の適切な措置を行うことにより、各府省庁の実施計画の目標の達成、ひいては、政府実行計画の目標の達成に最大限努力するものとする。

本実施要領は、必要に応じ、見直しを行うものとする。

１ 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

ア 太陽光発電の整備方針及び目標

地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

① 政府が新築する庁舎等の建築物における整備

政府が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

② 政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

- i) 政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ii) 「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。これらの場合を除き、各府省庁は、保有する既存の庁舎等の建築物及び土地について、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、設置可能な建築物及び土地を整理した上で、太陽光発電の計画的な導入に取り組む。

iii) 太陽光発電設備の設置可能性の検討に当たっては、建築物については設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。土地については、当該土地本来の使用目的を損なわずに設置できるか、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮する。

iv) 特に、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、2030年度に約50%以上に太陽光発電設備を設置するという指標を設定し、計画的に取り組む。建築物自体への設置とともに、当該建築物の敷地への設置（例えば、駐車場にソーラーカーポートを設置するなど）についても積極的に検討する。これらの検討の結果、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

③ 整備計画の策定

各府省庁は、アに掲げる目標が達成できるよう、庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

イ 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

- i) 太陽光発電設備は設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。
- ii) 太陽光発電の導入に当たっては、必要に応じ、PPAモデル¹の活用も検討する。
- iii) 太陽光発電設備の設置に関して、国民への周知についても考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮する。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
- ② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、政府の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

¹ PPA モデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当²以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。³その実現に向け、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyの基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZEB基準を満たすものとする。
- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
 - ii) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
 - ii) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。

² ZEB Oriented相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

- ・ ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）
- ・ 事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）

³ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

- iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑥ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑦ 省エネルギー診断⁴の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
 - i) 各府省庁において、大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が5万㎡以上の地方庁舎をいう。以下同じ。）から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
 - ii) 大規模な庁舎における省エネルギー診断の終了後、その結果も踏まえ、延床面積が1万㎡以上の地方庁舎、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設においても省エネルギー診断を実施する。また、その他の1万㎡未満の施設においても、積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
 - iii) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。また、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果については、当該施設においてエネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。
 - iv) 省エネルギー診断を実施した結果は、各府省庁のホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。
- ⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、以下の方針に基づき、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入する。
 - i) 小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次BEMSを導入することとする。
 - ii) 5万㎡未満の地方庁舎への導入についても、温室効果ガス排出削減対策・省エネルギー対策を進める観点から、積極的な導入を推奨するが、導入に当たっては、経済合理性に配慮し、施設を管理する各府省庁において柔軟に判断する。
- ⑨ 中央官庁庁舎の入居官庁は、各庁舎の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度比で、2030年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに

⁴ 省エネルギー診断： 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に定める「省エネルギー診断」。

に、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。

i) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。

ii) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。

i) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

ii) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

iii) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。

⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。

⑥ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。

⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。

i) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。

ii) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。

⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

⑨ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

⑪ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必

要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。

- ⑫ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ⑬ 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

(3) 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

(4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ① 2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。
- ② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 政府の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。
- ② 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。
- ③ これらの目標を達成するため、各府省庁は、計画的に電動車を導入することとし、電動車の導入に当たっては、シェアリングの活用も検討する。
- ④ 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ⑤ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

- ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（V I C S）対応車載器を積極的に活用する。
- iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) L E D照明の導入等

- ① 庁舎等の新築・改修時には、L E D照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にL E D照明への切替えを行い、政府全体のL E D照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。
- ② L E D照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。
- ④ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のO A機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① W e b会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。
特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 各府省庁の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各府省庁の部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ F A Xは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

オ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

カ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

ケ フロン類の排出の抑制

- ① HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による3月に1回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による1年又は3年に1回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。な

お、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。

- ② 冷媒の漏えい対策のため、I o T技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（R a M S）を活用するなど、電子化に取り組む。
- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

コ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3 R +Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑥ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者へ委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(3) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

6 政府実行計画及び各府省庁の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 各府省庁が策定する実施計画に盛り込む温室効果ガス排出削減計画においては、以下の組織・施設ごとの削減計画を定めることとし、その内容には、少なくとも、当該組織・施設ごとの排出量の目標、具体的な取組及び可能な限りその削減効果並びに計画の推進体制について盛り込むこととする。また、計画の実行責任者は、本実施要領6の⑥で定める支援チームに対し、技術的な協力を要請することができる。
 - ・本府省庁
 - ・地方支分部局等ごと
 - ・中央合同庁舎ごと
 - ・地方合同庁舎ごと
- ② 各府省庁の推進・評価・点検体制の長は、内部組織全体の温室効果ガス排出の削減等のため実行すべき措置の実施を統括できる者（局長（官房長）相当職以上の者）を指名するとともに、評価・点検を行う部局を明確化し、PDCAサイクルを導入する。また、各府省庁は、当該府省庁の全組織・全職員に対し、あらためて、本計画の周知を徹底することとする。
- ③ 政府実行計画及び各府省庁の実施計画の実施状況については、毎年度、各府省庁において点検を行うとともに、環境省は、各府省庁の実施計画の点検結果をとりまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聴いて、その意見と併せて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。その結果を踏まえ、地球温暖

化対策推進本部幹事会において、毎年度、各府省庁の成果を取りまとめた上、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量等の政府実行計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の出組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。その際、中央官庁庁舎の単位当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量をベンチマーク指標として参照する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

- ④ ③の各府省庁における点検及び環境省における当該点検結果のとりまとめに当たっては、太陽光発電の導入、新築建築物のZ E B化、電動車の導入、L E D照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達の進捗状況について、特に重点的に確認する。
- ⑤ 総務省の行政評価・監視において、政府実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、各府省庁はこれに積極的に対応する。
- ⑥ 政府実行計画に基づく各府省庁の出組について、各府省庁における効果的な取組に関する情報の提供などの技術的支援を行うため、地球温暖化対策推進本部幹事会の下に、以下のメンバーからなる支援チームを設ける。
 - 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
 - 環境省地球環境局地球温暖化対策課長
 - 経済産業省産業技術環境局環境政策課長
 - 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課長
- ⑦ 地方環境事務所、地方経済産業局及び地方整備局等は、政府実行計画に基づく地方における効果的な取組に関する情報提供を行うこととする。